

農作業安全対策の強化に向けて 中間とりまとめ（案）

令和3年4月
農作業安全検討会

【目次】

I	はじめに	1
II	農作業環境の安全対策の強化	2
1	農業機械の安全対策の強化	
	(1) 農業機械の安全性能の強化	
	(2) 安全性検査制度の見直し	
	(3) 法令で定められた対応の徹底	
	(4) 法令における農業機械の位置づけの確認	
2	農地、農道、農業施設等の安全対策の強化	
	(1) 農地、農道の安全対策	
	(2) 農業施設等における安全対策	
III	農業者の安全配慮の取り組みの活性化	9
1	研修体制の強化	
	(1) 事故事例に関する研修の充実・強化	
	(2) クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底	
2	農作業安全に向けた現場の取組の活性化	
	(1) 農作業安全推進協議会等の設置促進	
	(2) 農業者の積極的な取組紹介の強化	
(参考1)	検討経過	11
(参考2)	農作業安全検討会 開催要領	12

農作業安全対策の強化に向けて（中間とりまとめ（案））

令和3年〇月〇日
農作業安全検討会

I はじめに

- 農業分野においては、近年、毎年300件前後の農作業中の死亡事故が発生する状況が続いており、令和元年も前年比7人増となる281人の尊い担い手の命が失われたところである。農業就業人口の減少が続く中、就業人口10万人当たりの死者数は16.7人と、調査開始以降で最も高い水準となっており、他産業との差は拡大傾向となっている。
また、要因別にみると「農業機械作業に係る死亡事故」の割合が、死亡事故全体の6～7割を占める状況が長期的に継続している。
- 我が国が人口減少社会に移行し、農村部においてはその傾向がより顕著となっている中で、国民への安定的な食料供給を担う農業の現場において、担い手の確保に極めて重要な要素である労働安全が未だ十分に確保されていない状況に対し、農林水産省をはじめとする行政、農業者団体、農業機械メーカー等の農業関係者は強い危機感を抱くべきである。
- なお、道路交通では、高齢化が進む中においても、自動車の安全性能の向上等を通じて死亡事故の大幅な削減を実現していることから、農業関係者においては、農作業死亡事故率が低下しない要因を農業者の高齢化に求めることは妥当ではない。
- こうした基本認識の下、農業関係者は、農作業環境の安全対策及び農業者の安全配慮の取組に係る対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべきである。

（参考）農作業事故の発生状況

（ア）死亡事故の発生件数

農林水産省が実施している農作業死亡事故調査によると、農作業中の死亡事故は、農業就業人口の減少に伴い減少傾向にはあるが、未だ年間300件前後発生している。

また、就業人口10万人当たり死亡率で見ると、農業は令和元年で16.7人と、建設業（5.4人）など他産業よりも大幅に高い水準であり、他産業は減少傾向にあるのに対し、農業は増加傾向となっている。

（イ）死亡事故の要因

令和元年における農作業死亡事故の内訳を年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が88%と極めて高い状況となっている。

また、要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が死亡事故全体の7割を占めており、特に、以下の①～③による事故の発生件数が多い状況となっている。

① 「乗用型トラクター」や「農用運搬車」における「転落・転倒」や「ひかれ」による事故（約79件/年^{※1}）

- ② 「歩行型トラクター」における「挟まれ」による事故（約 12 件/年^{※1}）
- ③ 「乗用型トラクター」や「歩行型トラクター」における「回転部等への巻き込まれ」による事故（約 13 件/年^{※1}）^{※2}

※1 平成 27 年から令和元年までの 5 年間の年平均。

※2 労働安全衛生法令に基づき労働基準監督署に報告された労働者死傷病報告においても、機械の調整などを行う際に可動部に巻き込まれること等により手指や腕の切断など重篤な事故が発生していることなどが明らかになっている。

（ウ）公道における農業機械事故の発生状況

公道における農業機械（農耕作業用特殊車）の事故情報をみると、

① 軽傷を含む全ての事故（約 193 件/年^{※3}）では、交差点などのない道路を走行中に「追突」される事故が多く発生していること（約 80 件/年^{※3}）

② 死亡事故（約 34 件/年）では、道路からの転落・転倒を含む「路外逸脱」が過半を占めていること（約 18 件/年^{※3}）

等が特徴となっており、また、事故に遭った乗員のシートベルト着用率が著しく低いこと（12.5%^{※3}）や、シートベルト着用により事故時の死亡率を大幅に減らせること（約 1/8^{※3}）などが明らかになっている。

※3（公財）交通事故総合分析センターの集計結果より（H27～R 元までの 5 年間の年平均）

II 農作業環境の安全対策の強化

1 農業機械の安全対策の強化

農作業死亡事故において「農業機械作業に係る事故」が大きな事故要因となる状況が継続していることから、農業機械メーカーにあっては、厚生労働省が策定した「機械の包括的な安全基準に関する指針（以下「機械の安全指針」という。）」に基づき、①機械の本質的安全設計方策、②安全防護及び付加保護方策、③使用上の情報の提供という優先順序で対策を講じることについて徹底を図る必要がある。

具体的には、高齢の農業者が多くを占める実態にあることも念頭に、以下の取組を進めるべきである。

（1）農業機械の安全性能の強化

○ 事故の発生状況や機械の安全指針、海外や他分野の機械における安全性能の現状等も踏まえ、農業機械が具備すべき安全性能に関する基準を逐次見直し、新たな基準に適合するものが広く販売される環境をつくる必要がある。

また、今後、安全性能に関する基準の強化が必要なものとして、まずは以下の項目について検討を開始すべきである。

① シートベルト非着用時警報装置

- ・ 乗用型トラクターの「転落・転倒」は、農作業中の死亡事故の最大要因であるが、乗用型トラクターを含む農耕作業用特殊車の交通事故データから、シートベルトの着用によって事故時の死亡率を 1/8 に低減できることが明らかになっている。
- ・ 乗用車や貨物車では、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）の中でシートベルト非着用時の警報装置（以下「シートベルトリマイン

ダー」という。)の装備が義務化されており、この警報装置は後部座席にも適用されるなど、その対策は徐々に強化されてきている。

- ・ 現在、新車で販売中の乗用型トラクターにはシートベルトが装備されており、取扱説明書においても「運転時は常に使用すること」が明記されているが、シートベルトリマインダーは装備されていない。
- ・ 農業機械では転落・転倒による死亡事故が多く発生していることから、少なくとも最も事故が多く発生している乗用型トラクターについては、シートベルトリマインダーの装備を検討すべきである。

② 離席時に可動部への動力伝達の遮断等を行う装置

- ・ 乗用型トラクターの「回転部の巻き込まれ」は、農作業中の死亡事故の主な要因の一つであり、労働安全衛生法令に基づき労働基準監督署に報告された労働者死傷病報告においても、座席を離れて機械の調整などを行う際に可動部に巻き込まれること等により重篤な事故が発生していることなどが明らかになっている。
 - ・ こうした事故を防止するため、正しい位置に着座していない場合に、可動部への動力伝達の遮断等を行う装置（以下「シートスイッチ」という。）が開発され、EUでは既に乗用型トラクターへの装備が義務化されているが、国内メーカーが製造する国内向けの型式には装備されていない。
 - ・ 一方、フォークリフトでは、EUで義務化されているシートスイッチと同様の規格が国内でもJIS規格化され、この規格に準拠したシートスイッチは、現在、国内向けに出荷されているほぼ全ての型式に標準仕様として装備されている。
 - ・ これらを踏まえ、少なくとも可動部への巻き込まれによる死亡事故の発生件数が最も多い乗用型トラクターについては、農作業の実態も踏まえたシートスイッチの装備を進めるべきである。
- 農業機械においては、機械作業に習熟した者が使用するという前提の下、機械の安全指針に定められた優先順位に沿った機械の設計が十分に行われていない機種や型式が存在する可能性がある。このため、継続的に市販中の農業機械の検証を行うとともに、海外や他分野の機械における安全性能の現状等も踏まえつつ、農業機械が具備すべき安全性能に関する基準を逐次見直し、これに即した農業機械の製造を促すべきである。
- なお、この見直しに当たっては、全産業の労働者の平均年齢が43.1歳^{*4}であるのに対し、農業従事者の平均年齢が67.8歳^{*5}と大幅に高齢化が進んでいる産業で使用される機械であるということも考慮する必要がある。
- *4 厚生労働省 令和元年賃金構造基本統計調査
*5 農林水産省 令和2年農林業センサス
- 安全性能に関する基準については、現在、(国研)農業・食品産業技術総合研究

機構農業機械研究部門（以下「(国研)農研機構」という。）が運用する安全性検査（後述）の検査基準と一体であることが望ましいことから、(国研)農研機構や関係する農業機械メーカー等の専門家からなる安全性検査 基準検討部会（仮称）を本検討会の下に設置して検討を行うとともに、本検討会における議論も経て一定の見直し案を作成し、同機構に提示することが妥当である。

また、具体的な基準の検討に当たっては、センサー類のみに頼るのではなく、操作感や使い勝手など操作性の面からのアプローチも重要である。

（２）安全性検査制度の見直し

- (国研)農研機構において、農業機械メーカーの依頼に基づき、農業機械が具備すべき安全基準を満たす型式であることを確認し、証票の添付を認める安全性検査制度について、近年、受検申請型式が乗用型トラクターなど一部の機種に偏重している。

このため、農業者が農業機械を新たに導入する際に、農業機械が具備すべき安全性能を有する型式を容易に選択することができるよう、安全性検査の受検率の向上等に向け、特に以下の点について、現行制度の見直しに向けた検討を開始すべきである。

① 検査手続きの簡素化等について

- ・ 新たな型式の場合、現状では実機による検査の実施から合格発表までに概ね 2 ヶ月程度の期間を要しており、受検の相談開始時期から起算すれば更に長期間を要している。加えて、検査日はメーカーの担当者が立ち会うことが基本とされているほか、出荷台数が少ない型式でも検査手数料は一律に発生することから、農業機械メーカーにおける人的・経済的な負担は小さくない。
- ・ このため、農業機械メーカーにおいて検査基準との整合を確認した書類等を(国研)農研機構が審査することで合否を判定する仕組みを導入するなど、検査の適正性は確保しつつ手続きを簡素化するとともに、検査手数料を低減する手法についても検討を行うべきである。

② わかりやすさの向上等について

- ・ 安全性検査は、合格機に対して証票の添付を認めることで、農業者における安全性能の高い製品の選択を促すものであるが、現在、2018 年基準と、より高度な検査基準である 2019 年基準が過渡的な措置として並行して運用されている。また、各検査基準ごとに、より高い安全性能を有する型式を上位ランクとして「2 つ星」を与える仕組みも運用されていることから、全体で 4 段階の評価が存在する状況となっており、農業者が製品を選択する上でわかりづらい仕組みとなっている。
- ・ 制度のわかりやすさは、農業者の購買行動にも効果を及ぼし、更には安全性検査の受検率の向上にも寄与するものであることから、受検率の向上の観点重視して検査基準を見直すとともに、できる限りシンプルな仕組みとして

再出発することが望ましい。

③ 検査基準等の明確化について

- ・ 農業機械は極めて多様な条件下で使用される特徴があるため、機種ごとに詳細な検査基準を設けても、使用時のリスクを完全に回避することは難しい。このため、国際的な安全設計の考え方も参考に、農業機械メーカーが製品ごとに使用が想定される状況等に応じてリスクアナリシスを行い、本質的な安全性の高い機械を設計することを期待し、機種統一の基本的な考え方を示した検査基準へと改善されてきたところである。
- ・ 一方、農業機械には極めて生産台数が少ない型式もあり、現実的には、農業機械メーカーが全ての型式についてこうした対応を行うことは難しく、安全性検査の受検を難しくしている面がある。
- ・ また、検査基準については、年度当初に(国研)農研機構が農業機械メーカー等向けの説明会を行った上で検査依頼を受け付けているが、受検後に検査基準の解釈の違いなどが生じると依頼者側の大きな負担となる。
- ・ このため、(国研)農研機構においては、具体的な安全装備の例を示す、検査基準に係る相談窓口を設ける等の対応を講じたり、機種によっては検査基準を具体的なものに見直すこと等についても検討すべきである。

④ 購買行動につながる対応の強化について

- ・ 安全性検査の受検率の向上を図るため、農業者における安全性検査の認知度を向上するための取組として、各農業機械メーカーがWEBやパンフレットで製品紹介を行う場合の表示ルールを定めるなど対応を強化することが重要である。
 - ・ また、農林水産省は、農業者の型式選択に当たって合格機にインセンティブを与える仕組みとして、例えば、保険料の割引制度などについて関係事業者への働きかけを行うなどの取組も積極的に展開すべきである。
- 安全性検査制度の見直しに当たっては、機械の製造実態など技術的な観点から十分な検討を行う必要があることから、(国研)農研機構や関係する農業機械メーカー等の専門家からなる安全性検査制度検討部会(仮称)を本検討会の下に設置して検討を行うとともに、本検討会における議論も経て一定の見直し案を作成し、同機構に提示することが妥当である。
- 併せて、安全な農業機械の普及を図るため、農林水産省は、各機種の出荷販売台数に占める安全性検査に合格した型式の割合や型式名について把握し、本検討会に報告するとともに、農業者に情報提供を行う等の取組を行うべきである。

(参考) 安全性検査の概要

(ア) 概要

「安全性検査」の前身の制度である「安全鑑定」は、水稻作を中心に様々な作業の農業機械が急速に普及しつつあった 1976 年に創設された。

これら制度は、創設以降、現在の(国研)農研機構において運用されており、農業機械メーカーからの依頼を受けて、同機構の検査職員が依頼のあった型式の実機を直接確認し、同機構が定めた安全基準に照らして合否を判定している。また、基準を満たした型式は公表するとともに、依頼者は同型式に証票を添付することができる仕組みとしている。

(イ) 安全性検査への移行

「安全鑑定」は、平成 30 年度より我が国の農業機械の安全性を一段と向上していくことを目指して「安全性検査」に移行した。

それまでの「安全鑑定」は、合格に至らない場合は技術指導を行いながら改善を促すなどコンサルタント的な手法で運用されていたが、「安全性検査」では、国際基準等に照らして機種横断的な基準を示し、合否判定のみを行うこととするなどの運用が見直されたが合格型式数は伸び悩んでいる。

(3) 法令で定められた対応の徹底

- 農業においては様々な機械が使用されているが、現行の労働安全衛生法令や道路運送車両法令等においても、これら機械の使用に当たって遵守すべき規定が設けられている。

農作業安全を進める上で、これら法令の遵守は極めて基礎的な安全対策であることから、乗用型トラクターなどの農業機械やフォークリフトなどの農業で利用されている機械の製造や使用に関して製造事業者や農業者が講ずるべき取組とされているものについて不十分なものがあれば、農林水産省は、法令を所管する省庁とも連携し、対応の徹底を進めることが重要である。

具体的には、特に次の取組について対応状況の確認等を行うべきである。

① 労働安全衛生法令に定められた規制

- ・ フォークリフトなど特定の機械作業については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき定められた労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）において、事業者に危険防止のために所定の設備を設置すること等を求めている安全基準や、1 年を超えない期間ごとに 1 回、定期的に所定の資格を有する者による定期自主検査を受けなければならないこと等が規定されている。また、事業者は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識を付与するため、機械の取扱方法等に関して安全衛生教育や特別教育を行わなければならない旨等が規定されており、事業者はこれらに従って労働者に機械作業を行わせる義務がある。
- ・ 労働基準監督署の報告によると、「農業・畜産業」分野で同法が適用される事業場において、定期自主検査や安全衛生教育等について違反事案が一定数検出されている。今後、農林水産省は、農林水産省・食品産業の作業安全のための規範（令和 3 年 2 月 16 日付け 2 政第 452 号農林水産事務次官通知）の徹底等を通じて農業現場の指導を強化する必要がある。

② 道路運送車両法令に定められた規制

- ・ 今般、公道における農業機械の事故の発生状況に関する情報の分析から、交差点などのない道路を走行中に「追突」を受けるとい事故が多く発生していることが明らかになった。
- ・ 一方、先般、道路運送車両法に基づく保安基準において緩和措置が可能となり、作業機付きトラクターについて直装式は2019年4月から、また、けん引式は2020年2月から、作業機で見えない灯火器を見える位置へ再設置等することにより公道走行が可能になったが、こうした農業機械側の対応は、追突事故を防止するためにも、極めて有効な措置であると考えられる。
- ・ このため、公道走行時の保安基準の遵守について、事故実態の紹介と合わせて農業者への周知徹底を図るとともに、農業機械メーカーにおいても、公道走行に必要な保安基準を満たす作業機を販売するなど、積極的に普及を図るべきである。
- ・ また、農林水産省は、公道走行に必要な保安基準を満たす作業機の販売状況を把握し、本検討会に報告するとともに、農業者に情報提供を行う等の取組を行うべきである。

(4) 法令における農業機械の位置づけの確認

農作業死亡事故において「農業機械作業に係る事故」が大きな事故要因となっている一方、現行の労働安全衛生法令や道路運送車両法令等において、乗用型トラクター等の主要な農業機械が個別に規制対象となっているものはない。

これら法令において乗用型トラクター等の農業機械と農業機械以外の機械の位置づけが異なるものについて、農林水産省は、法令を所管する省庁に対してその必要性を確認するとともに、その結果、何らかの対応が必要と判断された場合は、農作業事故防止の観点から、その対応の検討に協力する必要がある。

具体的には、特に次の法令について農業機械の位置づけの考え方等について確認等を行うべきである。

① 労働安全衛生法令に定められた規制

- ・ 労働安全衛生法令において、農業現場でも使用されることのあるフォークリフト、チェーンソー等のほか、異分野の機械では車両系建設機械、車両系木材伐出機械等についても、各機種の特徴に応じて機械を製造する事業者や利用する事業者に対して様々な規定が設けられている一方、農業現場で広く利用されている乗用型トラクター等の農業機械には個別の規定が設けられていない。
- ・ このため、農作業死亡事故が多く発生している乗用型トラクター、歩行型トラクター、農用運搬車、自脱型コンバイン、動力防除機等については、農林水産省において農業分野における労働者の事故の発生状況等の分析を更に行った上で、その結果を踏まえ必要に応じて規制上の取扱いについて確認すべき

である。

② 道路運送車両法令に定められた規制

- ・ 道路運送車両法では、保安基準に適合するものでなければ運行の用に供してはならないこととされており、保安基準では「専ら乗用の用に供する自動車」、「貨物の運送の用に供する自動車」については、シートベルトやシートベルトリマインダーを備えることを義務付けている。
- ・ 農業機械については、道路走行を行ってほ場間の移動を行うことが多く、路外逸脱（転落・転倒）の交通事故によって毎年多くの死者が発生しているものの、「専ら乗用の用に供する自動車」、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないことから、この義務付けの対象となっていない。
- ・ このため、転落転倒による死亡事故が多く発生している乗用型トラクターについて、当該義務付けの対象とする必要性について確認すべきである。
- ・ また、道路運送車両法に基づく保安基準では、前照灯、車幅灯、非常点滅表示灯、方向指示器等の灯火器類の設置を義務付けており、これらに類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのあるものの設置を認めていない。
- ・ いわゆる回転灯についても、保安基準の細目を定める告示において定められたもの以外は備えることが禁止されており、原則として乗用型トラクター等の農業機械が道路を走行する場合に回転灯を装備することはできない。
- ・ 一方、農業機械の交通事故の発生状況を見ると、交差点などのない道路を走行中に「追突」を受けることにより多くの事故が発生しており、また、農業機械の事故は 16 時から 20 時までの薄暗くなる時間帯に多く発生していることから、乗用型トラクター等の低速車についても回転灯を装備することができるよう運用を見直す必要性について確認すべきである。

2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化

農業機械作業を安全に行うためには、農業機械の進入路や退出路が適切に整備されていたり、草刈機を使用する畦畔法面の勾配が緩やかにされているなど、農地や農道の安全対策を講じることも極めて有効である。

また、高所や運搬・荷役を行う車両の出入りが多い乾燥調製施設や農業機械倉庫といった農業施設等においても、安全対策の強化を図ることが重要である。

このため、次の取組を積極的に展開していくべきである。

(1) 農地、農道の安全対策

農林水産省において、農地や農道の安全性が確保されたものとなるよう、ほ場整備等の農業生産基盤整備を行う際に安全性に配慮することの検討について、都道府県に対して通知を発出しているが、さらにその徹底を図るべきである。

また、農業生産基盤整備等における、

- ① ほ場への進入や走行性に配慮した農道整備の事例
- ② 転落事故の防止に資する用排水路のパイプライン化の事例

③ ラジコン草刈機の導入を念頭において法面勾配（1:1.8）を採用した事例など、実際に安全対策を講じた事例情報について、全国の地方公共団体、土地改良区等に対して積極的に周知を行う必要がある。

（2）農業施設等における安全対策

農作業事故の防止に対する意識が高い農業者においては、作業場となる農業施設の安全対策について様々な取組が行われている例があるため、先進的に取り組まれている現場の事例を収集し、関係者に対して積極的に情報提供を行うべきである。

Ⅲ 農業者の安全配慮の取組の活性化

1 研修体制の強化

我が国の農業経営は家族経営体が多くを占めているが、賃金を支払って外部から労働者を雇用することが少ない家族経営体では、事業者が労働者に対する安全管理を行い、適切な指導や措置を講じるという体系で労働安全を確保することが困難である。

このため、農業者が、農作業事故を「自分ごと」として捉え、安全と人命を優先することが重要であることを再認識できるよう、事故の発生状況、農業経営への影響、効果的な事故防止対策等を習得することができる研修を定期的に受けられる仕組みを整備する必要がある。

また、その際、以下の点に留意して研修体制の構築等を促進すべきである。

（1）事件事例に関する研修の充実・強化

- ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づき行われる自動車運転免許証の更新時講習においては、安全運転の知識のみならず、地域の交通事故の実態や事件事例、交通事故を起こした場合の社会的な非難や責任などについても説明し、受講者が交通安全への適切な対応が図られるよう配慮した運用が行われている。
- ・ 農業においても、農作業事故が「自分ごと」であることを農業者が認識することが事故対策を行う前提となることから、そのために提供すべき情報として、具体的な事件事例を通じて、実際に農作業事故が農業経営に及ぼした影響を紹介する取組は極めて有効であると考えられる。
- ・ これまで、（一社）日本農村医学会において農作業事故が農業経営に及ぼした影響等の聴き取りを行った例などがあるが、今後も被害者の理解も得ながら、できる限り具体的な情報を収集し、現場に伝えていくことが望ましい。

（2）クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底

- ・ 研修を通じて、農作業安全に対する農業者の意識改革が促進され、その上で効果的な事故防止対策を習得することができれば、農作業事故による死者や後遺

症によってリタイヤせざるを得ない農業者の減少につながるものと考えられる。

- ・ 農作業事故の防止を通じた担い手の確保は、農業の持続的な発展にも寄与するものであることを踏まえ、研修の受講を農業者向けの補助金等の受給要件とするクロスコンプライアンスの手法を積極的に活用していくべきである。

2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化

実際に農作業事故を減少させていくためには、本年、農林水産省において策定された「農作業安全規範」の実践や、GAPの取組など、農作業事故の防止に向けて農業者が具体的な対策を講じていく必要がある。また、こうした現場での動きを活性化するためには、全国、都道府県、地域の各段階の農業関係者を挙げて、農業者の機運の醸成等を図ることが重要である。

このため、以下の取組の強化を通じて、農作業安全に向けた取組の活性化を図るべきである。

(1) 農作業安全推進協議会等の設置促進

- ・ 農林水産省においては、平成14年3月に策定した「農作業安全のための指針」の中で、「地域の関係機関等をもって、農作業安全対策を推進する主体を設置し、具体的な安全確保への取組を進めること」とし、都道府県など関係機関に対して協議会の設置を行うよう通知している。
- ・ 一方で、現時点においては、都道府県段階の一部と地域段階の多くでこれらの協議会が未設置の状態にある。
- ・ このため、関係機関の連携による農作業安全に資する活動の効果的な取組事例の横展開や協議会設置に向けた全国段階の組織から現場段階の組織への働きかけの強化等を通じて、協議会の設置を促進すべきである。

(2) 農業者の積極的な取組紹介の強化

- ・ 農作業安全に向けた農業者の取組は、短期的には経営の負担となる場合もあるが、長期的には安心して働ける職場がつくられることで経営の発展につなげていくことが可能である。
- ・ また、現在、農林水産省が検討を進めている「みどりの食料システム戦略」においても、中間とりまとめで示された具体的な取組として労働安全・労働生産性の向上に係るものが位置づけられており、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図る上で必要な要素となっている。
- ・ このため、農作業安全に積極的に取り組んでいる農業者等を表彰などを通じて広くアピールすることを通じて、農業者のみならず農業関係者における農作業安全に対する意識や活動を前向きで明るいものに変えていく取組を強化すべきである。

(以上)

検討経過

第1回（令和3年2月25日）：農作業事故及び農作業安全を巡る動向について事務局から紹介後、今後の論点案について自由討議。

第2回（令和3年3月25日）：第1回農作業安全検討会において整理した論点に関する情報について事務局から説明後、自由討議。

第3回（令和3年4月27日）：検討会の中間とりまとめ（案）及び今後の検討スケジュール（案）の提示。

農作業安全検討会 開催要領

令和3年2月
農林水産省

1 趣旨

農業においては、毎年300件前後の農作業中の死亡事故が発生し、10万人当たりの死亡事故件数も増加傾向にあるなど、作業安全対策の強化は喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するためには、農業者・農業者団体等が取り組むべき事項についてとりまとめた「作業安全規範」の普及等と併せ、農業機械の安全対策の強化や関係法令における対応の徹底等、幅広い観点から対策を講じていくことも必要である。

このため、農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者を参集した「農作業安全検討会」（以下「検討会」という。）において必要な対策を検討し、効果的な取組に結びつけていくこととする。

2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。
- (3) 検討会は、必要と認めるときは、専門的見地から特定の事項について検討するため、作業部会を設置することができるものとする。

3 運営

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議の議事要旨及び資料は、会議終了後、委員の了解を得た上でホームページにより公表するものとする。

4 当面の活動内容

令和3年2月から検討を開始し、令和3年4月中に中間とりまとめを行った上で、5月以降更に具体的な対策等を検討することを目指す。

農作業安全検討会 委員名簿

生部 誠治※	(一社) 全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部長
梅崎 重夫※	(独) 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所長
大浦 栄次※※	(一社) 日本農村医学会 監事
大吉 枝美※	大吉農園
川口 尚	(一社) 日本農業機械工業会 常務理事
氣多 正※※	(一社) 日本農業機械化協会 専務理事
小谷 あゆみ※	フリーアナウンサー、農業ジャーナリスト
鈴木 信生※※	(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 副会長
高橋 良行	(公社) 日本農業法人協会 理事
田島 淳	東京農業大学 地域環境科学部 生産環境工学科 教授
田中 宏樹	全国農業機械商業協同組合連合会 専務理事
藤井 幸人※	(国研) 農研機構 農業機械研究部門 安全検査部長
山中 嗣貴	全国農業協同組合連合会 耕種資材部 次長

(敬称略、五十音順)

※ 農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議 委員

※※ 農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議 農業分科会 委員

(オブザーバー)

佐藤 誠	厚生労働省 労働基準局 安全課 技術審査官
松本 崇	経済産業省 製造産業局 産業機械課 課長補佐
東海 太郎	国土交通省 自動車局 安全・環境基準課 車両安全対策調整官
井澤 雄介	警察庁 交通局 交通企画課 課長補佐